
公益法人会計基準導入に伴う「経理規則」の一部改正について

日証協・平 20. 2. 21

本協会において、本年度より公益法人会計基準を導入することとなったことに伴い、「経理規則」について所要の改正を行い、また、その他所要の整備を行うこととする。

本改正は、平成 20 年 2 月 21 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から開始する事業年度から適用する。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

※ なお、平成 20 年 3 月 7 日に、本規則について、再度改正を行っていることから、新旧対照表は併せて掲載しております。

「経理規則」の一部改正について

平成 20 年 2 月 21 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会において、本年度より公益法人会計基準を導入することとなったことに伴い、「経理規則」について所要の改正を行うこととし、また、その他所要の整備を行う。

2. 改正の骨子

- ・ 上記の趣旨に基づき、経理規則を公益法人会計基準に全面的に準拠したものに改める。
- ・ 地区協会の独自事業の行為の効果が、法人としての本協会に帰属すると思料されることから、経理規則第 6 条「地区特別事業会計」について所要の改訂を行う。
〔第 6 条第 1 項及び第 2 項（改正）、第 3 項（削除）〕

3. 実施の時期

本改正は、平成 20 年 2 月 21 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から開始する事業年度から適用する。

以 上

「経理規則」の一部改正について

(平 20. 2. 21)

下 線 部 分 変 更

新	旧
第 1 章 総 則 (処理原則) 第 3 条 前条に規定する経理業務は、<u>法令、定款及び「公益法人会計基準」(昭和 60 年 9 月 17 日 公益法人指導監督連絡会議決定 最終改正平成 16 年 10 月 14 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)並びに「公益法人会計における内部管理事項について」(平成 17 年 3 月 23 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)等</u>一般に公正妥当と認められる会計の原則に従い処理する。 (会計区分) 第 5 条 定款第 80 条第 2 項に<u>規定する</u>本会計は、会員に係る会計（以下「会員会計」という。）及び特別会員に係る会計（以下「特別会員会計」という。）とし、それぞれ区分して処理する。 2 <u>会員会計及び特別会員会計には、それぞれ一般会計と定款第 80 条第 2 項に規定する特別会計の会計区分を設ける。</u> 3 <u>会員から受け入れた定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費及び定款第 16 条に規定する積立金</u>については、必要に応じて<u>会員会計に特別会計を設けることができる。</u> 4 <u>特別会員から受け入れた定款第 33 条で準用する定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費及び定款第 16 条に規定する積立金</u>については、必要に応じて<u>特別会員会計に</u>	第 1 章 総 則 (処理原則) 第 3 条 前条に規定する経理業務は、一般に公正妥当と認められる会計の原則に従い処理する。 (本会計及び特別会計) 第 5 条 定款第 80 条第 2 項に<u>定める</u>本会計は、会員に係る会計（以下「会員会計」という。）及び特別会員に係る会計（以下「特別会員会計」という。）とし、それぞれ区分して処理する。 2 前項に規定する本会計とは別に、必要に応じて特別会計を設けることができる。 3 定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、必要に応じて特別会計を設けることができる。 (新 設)

新	旧
<u>特別会計を設けることが出来る。</u> (地区特別事業会計) 第6条 定款第74条に規定する地区協会費については、<u>前条第2項に規定する会員会計に係る特別会計として地区特別事業会計を設ける。</u> 2 <u>定款第73条に規定する地区会長は、各地区協会における前項に規定する地区特別事業会計の収支予算案及び決算財務諸表を作成し、地区別評議会の同意を得て会長に提出する。</u> (削 る) 第2章 帳簿及び勘定組織 (会計帳簿の種類) 第12条 本協会は、第7条に規定する会計単位ごとに次の各号に掲げる会計帳簿を備え付ける。ただし、財務担当責任者の承認を受けた場合は、その一部の<u>備付け</u>を省略することができる。 1 <u>主要簿</u> イ 仕訳帳 ロ 総勘定元帳 2 <u>補助簿</u> イ 現金出納帳 ロ 資産及び負債明細帳 ハ その他の帳簿 (削 る) (削 る) (削 る) (会計伝票) 第13条 本協会が使用する会計伝票は、次	(地区特別事業会計) 第6条 定款第74条に規定する地区協会費については、<u>各地区協会ごとに地区特別事業会計を設ける。</u> 2 前項に規定する地区特別事業会計の予算、決算及びその他の経理業務については、<u>地区協会規則第4条に規定する地区会長がこれを総理する。</u> 3 <u>地区特別事業会計の予算及び決算については、地区別評議会の同意を得なければならない。</u> 第2章 帳簿及び勘定組織 (会計帳簿の種類) 第12条 本協会は、第7条に規定する会計単位ごとに次の各号に掲げる会計帳簿を備え付ける。ただし、財務担当責任者の承認を受けた場合は、その一部の<u>備え付け</u>を省略することができる。 1 <u>総勘定元帳</u> 2 <u>仕訳帳</u> 3 <u>現金出納帳</u> 4 <u>資産及び負債内訳帳</u> 5 <u>その他の帳簿</u> (会計伝票) 第13条 本協会が使用する会計伝票は、次

新	旧
のとおりとする。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>振替伝票</u> (会計伝票の作成) 第 15 条 会計伝票は、<u>証憑</u>に基づき作成するものとし、主管責任者の承認を得なければならない。 <u>2 証憑とは、請求書及び領収書等の書類をいう。</u> (記録の保存) 第 17 条 (現行どおり) 1 <u>財務諸表、収支予算書及び収支計算書</u> 永久 2 <u>会計帳簿、会計伝票及び証憑</u> 10 年 3 その他の関係書類 8 年 第 3 章 金銭及び有価証券 (支払) 第 21 条 金銭の<u>支払</u>は、原則として、本協会が発行する線引小切手によるものとする。ただし、小額の<u>支払</u>については、<u>定額資金前渡制度</u>による小口現金をもって支払うことができる。 2 金銭を支払うときは、受取人の記名押印のある領収証を受領しなければならない。ただし、金融機関への振込みにより<u>支払</u>を行う場合は、当該金融機関の振込金領収証をもって受取人の領収証に代えることができる。 3 第 1 項ただし書に規定する<u>定額資金前渡制度</u>による小口現金の額は、財務担当責任者がこれを決定する。	のとおりとする。 1 (省 略) 2 (省 略) 3 <u>仕訳伝票</u> (会計伝票の作成) 第 15 条 会計伝票は、<u>証ひょう</u>に基づき作成するものとし、主管責任者の承認を得なければならない。 (新 設) (記録の保存) 第 17 条 (省 略) 1 <u>決算財務諸表</u> 永久 2 <u>会計帳簿及び会計伝票</u> 10 年 3 <u>証ひょう及びその他の関係書類</u> 8 年 第 3 章 金銭及び有価証券 (支払い) 第 21 条 金銭の<u>支払い</u>は、原則として、本協会が発行する線引小切手によるものとする。ただし、小額の<u>支払い</u>については、<u>定額前渡法</u>による小口現金をもって支払うことができる。 2 金銭を支払うときは、受取人の記名押印のある領収証を受領しなければならない。ただし、金融機関への振込みにより<u>支払い</u>を行う場合は、当該金融機関の振込金領収証をもって受取人の領収証に代えることができる。 3 第 1 項ただし書に規定する<u>定額前渡法</u>による小口現金の額は、財務担当責任者がこれを決定する。

新	旧
(残高照合) 第 22 条 <u>出納責任者</u>は、毎日、その出納終了後に<u>現金</u>の現在高を実査し、会計帳簿の残高と照合しなければならない。 2 <u>出納責任者</u>は、毎月末日及び主管責任者が必要と認める都度、<u>預金</u>の現在高について<u>金融機関の記録と会計帳簿の残高</u>を照合しなければならない。 3 <u>出納責任者</u>は、毎年 3 月及び 9 月並びに主管責任者が必要と認める都度、<u>有価証券</u>の現在高について<u>金融機関等の記録と会計帳簿の残高</u>を照合しなければならない。 (金銭等の過不足金の処理) 第 23 条 <u>出納責任者</u>は、前条に規定する残高照合により、金銭及び有価証券の残高が、会計帳簿の残高と相違したときは、直ちに、その原因を究明し、主管責任者に報告して、その処理について指示を受けるものとする。ただし、重大な相違については、財務担当責任者に報告し、その処理について指示を受けなければならない。 (預金取引等の名義) 第 25 条 (現行どおり) 2 前項ただし書に規定する代理人は、原則として、定款第 43 条第 3 項に規定する副会長又は地区会長とする。 第 5 章 <u>基金に関する会計</u> (基金特別会計の設置) 第 31 条 定款第 82 条に規定する基金については、<u>その目的に応じて第 5 条第 2 項に規</u>	(残高照合) 第 22 条 <u>現金</u>は、毎日、その出納終了後に現在高を実査し、会計帳簿の残高と照合しなければならない。 2 <u>預金</u>は、毎月末日及び主管責任者が必要と認める都度、<u>その</u>現在高を実査し、会計帳簿の残高と照合しなければならない。 3 <u>有価証券</u>は、毎年 3 月及び 9 月並びに主管責任者が必要と認める都度、<u>その</u>現在高を<u>実査し、会計帳簿の残高と照合</u>しなければならない。 (金銭等の過不足金の処理) 第 23 条 前条に規定する残高照合により、金銭及び有価証券の残高が、会計帳簿の残高と相違したときは、直ちに、その原因を究明し、主管責任者に報告して、その処理について指示を受けるものとする。ただし、重大な相違については、財務担当責任者に報告し、その処理について指示を受けなければならない。 (預金取引等の名義) 第 25 条 (省 略) 2 前項ただし書に規定する代理人は、原則として、定款第 43 条第 3 項に規定する副会長、<u>地区協会規則第 4 条に規定する地区</u>会長とする。 第 5 章 基金会計 (基金会計の設置) 第 31 条 定款第 82 条に規定する基金のうち、<u>会員会計における基金又は特別会員会</u>

新	旧
<u>定する特別会計を設置し、それぞれ本協会の他の資産と区分して処理する。</u> 2 <u>前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</u> 1 <u>会員会計</u> イ <u>会員一般基金特別会計</u> ロ <u>会員研修基金特別会計</u> 2 <u>特別会員会計</u> イ <u>特別会員一般基金特別会計</u> 3 <u>理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金に係る特別会計</u> (基金の管理及び運用) 第32条 <u>基金は、前条第2項に規定する特別会計ごとに区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。</u> (削 る) (削 る) (入会金の基金特別会計への繰入れ) 第33条 <u>定款第24条に規定する入会金については、収納の都度、これを会員一般基金特別会計又は特別会員一般基金特別会計に収入として繰り入れる。</u> (削 る) (運用益の処理)	<u>計における基金については、各々の会計の中に基金会計を設置し、それぞれ本協会の他の資産と区分して処理する。</u> 2 <u>定款第82条に規定する基金のうち、理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金については、第5条第2項に規定する特別会計として、前項の基金会計とは別に区分した基金会計を設置することができる。</u> (基金の管理及び運用) 第32条 <u>会員会計における基金は、一般基金及び研修事業のための基金である研修基金とに区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。</u> 2 <u>特別会員会計における基金は、特別会員基金として管理し、理事会が定める基準により運用する。</u> 3 <u>前条第2項に規定する基金は、第1項及び第2項の基金と区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。</u> (入会金の基金繰入れ) 第33条 <u>定款第24条第2項に規定する会員の入会金については、収納の都度、これを会員一般基金特別会計に収入として繰り入れる。</u> 2 <u>定款第33条で準用する同第24条第2項に規定する特別会員の入会金については、収納の都度、これを特別会員一般基金特別会計に収入として繰り入れる。</u> (運用益の処理)

新	旧
第 34 条 基金の運用益については、次のように処理する。 1 <u>会員一般基金特別会計</u>における運用益については、予算の定めるところにより、<u>会員会計の一般会計に収入として繰り入れることができる。</u> 2 <u>会員研修基金特別会計</u>における運用益については、研修事業費の支出に充てるため、<u>会員会計の一般会計に収入として繰り入れる。</u> 3 <u>特別会員一般基金特別会計</u>における運用益については、予算の定めるところにより、<u>特別会員会計の一般会計に収入として繰り入れる。</u> 4 <u>理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金に係る特別会計における運用益については、予算の定めるところにより、会員会計又は特別会員会計の一般会計に収入として繰り入れる。</u> 5 <u>予算の定めのない収入が発生した場合については、理事会の承認を得てこれを収入に繰り入れることができる。</u> 第 6 章 固定資産 (固定資産の範囲) 第 35 条 この規則において、固定資産とは次の各号に掲げるものをいう。 1 <u>特定資産</u> <u>退職給付引当資産</u> <u>協会運営安定積立資産</u> <u>特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産等</u> 2 <u>その他固定資産</u>	第 34 条 基金の運用益については、次のように処理する。 1 <u>一般基金の運用益</u>については、予算の定めるところにより、<u>本会計の収入に繰り入れることができる。</u> 2 <u>研修基金の運用益</u>については、研修事業費の支出に充てるため、<u>本会計の収入に繰り入れる。</u> 3 <u>特別会員基金の運用益</u>については、予算の定めるところにより、<u>特別会員会計の収入に繰り入れる。</u> (新 設) (新 設) 第 6 章 固定資産会計 (固定資産の範囲) 第 35 条 この規則において、固定資産とは次の各号に掲げる<u>資産で、基金により取得するもの</u>をいう。 1 <u>有形固定資産</u> 土地、建物（付属設備を含む。）、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具備品等 2 <u>無形固定資産</u>

新	旧
土地、建物（付属設備を含む。）、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具備品、借地権、借家権、電話加入権等 2 耐用年数1年未満又は1個若しくは1組の取得価格が20万円未満の資産は、<u>取得時に費用として処理するものとする。</u> （取得及び廃棄の<u>手続</u>） 第36条（現行どおり） （固定資産の<u>管理</u>） 第37条（現行どおり） 2 <u>本協会は、固定資産の管理責任者として固定資産管理者を置く。</u> 3 <u>前項に規定する固定資産管理者は、主たる事務所については総務部長、従たる事務所については事務局長とする。</u> （減価償却及び減損会計） 第38条 固定資産（<u>非減価償却資産を除く。</u>）については、毎会計年度末に減価償却を行わなければならない。 2 （現行どおり） 3 <u>本協会が保有する固定資産が経済状況の変化等により時価が著しく下落したときは、回復の見込があると認められる場合を除き、減損処理の対象とする。</u> （<u>指定正味財産の受入と指定の解除</u>） 第41条 <u>寄付者等の意思により複数年度にわたることを目的として受け入れた寄付金及び補助金等については、資産管理とともに指定正味財産としての処理を行わなければならない。</u>	借地権、借家権、電話加入権等 2 耐用年数1年未満又は1個若しくは1組の取得価格が20万円未満の資産は、<u>原則として、固定資産として取扱わないものとする。</u> （取得及び廃棄の<u>手続き</u>） 第36条（省 略） （固定資産<u>台帳</u>） 第37条（省 略） （新 設） （新 設） （減価償却） 第38条 固定資産（<u>土地及び無形固定資産を除く。</u>）については、<u>原則として、毎会計年度末に減価償却を行う。</u> 2 （省 略） （新 設） （新 設）

新	旧
<u>2 前項の資産について、寄付者の意思及び補助金の目的たる支出等によって指定の解除が行われた場合には、指定正味財産から一般正味財産に振り替える処理を行う。</u> 第 7 章 収支予算 (収支予算) 第 <u>42</u> 条 (現行どおり) <u>2 収入及び支出は、原則として、予算に基づいて行わなければならない。</u> <u>3 やむをえない理由により、収支予算の補正を必要とする場合には、補正予算を編成し、第 1 項の規定を準用しなければならない。</u> (収支予算成立前の支出) 第 <u>43</u> 条 (現行どおり) (予備費) 第 <u>44</u> 条 (現行どおり) (予算の流用) 第 <u>45</u> 条 (現行どおり) 2 予算の流用を行った場合は、理事会において当該会計年度の決算財務諸表の承認を得るときまでに、<u>理事会において当該流用に関する承認を得なければならない。</u> (決算) 第 <u>46</u> 条 本協会は、毎会計年度末日現在において決算を行い、次の各号に掲げる決算財務諸表等を作成し、監事の監査を経て総会に提出して、その承認を受けなければならない。 1 貸借対照表	第 7 章 予算 (収支予算) 第 <u>41</u> 条 (省 略) (新 設) <u>2 収支予算の変更については、前項の規定を準用する。</u> (収支予算成立前の支出) 第 <u>42</u> 条 (省 略) (予備費) 第 <u>43</u> 条 (省 略) (予算の流用) 第 <u>44</u> 条 (省 略) 2 予算の流用を行った場合は、理事会において当該会計年度の決算財務諸表の承認を得るときまでに理事会において当該流用に関する承認を得なければならない。 (決算) 第 <u>45</u> 条 本協会は、毎会計年度末日現在において決算を行い、次の各号に掲げる決算財務諸表を作成し、監事の監査を経て総会に提出して、その承認を受けなければならない。 <u>1 収支計算書</u>

新	旧
2 <u>正味財産増減計算書</u> 3 <u>キャッシュ・フロー計算書</u> 4 財 産 目 録 5 <u>収支計算書</u> (月次仮決算) 第 47 条 本協会は、毎月末日に月次仮決算を行い、次の各号に掲げる月次財務諸表等を作成する。 1 貸借対照表 2 <u>正味財産増減計算書</u> 3 収支計算書 (重要な会計方針等) 第 48 条 本協会の重要な会計方針等は、次の各号に掲げるとおりとする。 1 <u>有価証券の評価基準及び評価方法</u> イ <u>満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)</u> ロ <u>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</u> ハ <u>満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券</u> (1) <u>時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価は移動平均法により算定)</u> (2) <u>時価のないもの 移動平均法による原価法</u> 2 <u>棚卸資産の評価基準及び評価方法</u> <u>総平均法による原価法</u> 3 <u>固定資産の減価償却の方法</u> イ <u>有形固定資産 定額法</u> ロ <u>無形固定資産 定額法</u> 4 <u>引当金の計上基準</u> イ <u>貸倒引当金 債権の貸倒れによる</u>	2 貸借対照表 3 財 産 目 録 4 <u>剰余金処分案又は不足金処理案</u> (月次仮決算) 第 46 条 本協会は、毎月末日に月次仮決算を行い、次の各号に掲げる月次財務諸表を作成する。 1 収支計算書 2 貸借対照表 3 <u>その他明細書</u> (新 設)

新	旧
<u>損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する。</u> <u>ロ 賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上する。</u> <u>ハ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上する。</u> <u>ニ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上する。</u> <u>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。</u> <u>6 消費税等の会計処理 税込み方式</u> <u>7 キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含める。</u> <u>8 収支計算書の資金の範囲 現金、預金、短期金銭債権債務（未収金、前払金、立替金、未払金、前受金、預り金等）とする。</u> 付 則 この改正は、平成 20 年 2 月 21 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から開始する会計年度から適用する。	